

第283回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

令和8年2月2日

岩手県内水面漁場管理委員会

第283回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和8年1月5日(月)
- 2 開催年月日 令和8年2月2日(月) 午後1時30分から午後2時53分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員(9名)

佐藤由也委員、瀧貴博委員、中村久美男委員、峰岸有紀委員、島川良英委員、松林由里子委員、松岡俊太郎委員、佐野賢治委員、高橋文昭委員

[欠席委員：阿見彌典子委員]

岩手県

森山水産担当技監、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、野澤漁業調整課長、藤原振興担当課長、中野主任主査、藤村主任主査、前川技術専門幹、五十嵐主任行政専門員、阿部主任、松川技師、片寄技師、阿部技師、工藤沿岸広域振興局技術参事兼水産部長、阿部県北広域振興局水産部長、佐藤宮古水産振興センター所長、志田大船渡水産振興センター所長、野呂内水面水産技術センター所長

事務局

横沢事務局長、大野事務局次長、渡邊主任

傍聴者

なし

報道関係者

なし

5 委員会の議事

第1号議案 共同漁業権(第五種共同漁業)の遊漁規則の変更認可について(諮問)

第2号議案 コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための取扱いに係る委員会指示について

第3号議案 令和8年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について

6 報告事項

- (1) 岩手県内水面漁業振興計画(第3期)最終案について
- (2) 漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告について
- (3) 外来魚の生息状況等について

7 委員会の経過

横沢事務局長

それでは定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

佐藤会長

ただ今から、第283回岩手県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

開催にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しいところ、御出席をいただき、ありがとうございます。また、県の方々にも、出席をいただき、大変御苦労様でございます。

さて、本日御審議いただく議案ですが、県からの諮問が1件、委員会指示2件となっております。

そのほか、報告事項が県の方から2件、事務局から1件ございますので、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げまして、開会に当たっての御挨拶といたします。

横沢事務局長

どうもありがとうございました。

それでは、これからの議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。

佐藤会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、阿見彌典子委員が欠席でございますが、9名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてであります。岩手県内水面漁場管理委員会規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、高橋文昭委員と中村久美男委員をお願いいたします。

佐藤会長

それでは、第1号議案、「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について（諮問）」を上程します。事務局からの説明をお願いいたします。

横沢事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について（諮問）」。

要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第4項の規定により、共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について、当委員会の意見を求められているものでございます。

本議案に関連します漁業法の規定につきまして御説明いたしますので、資料の20ページを御覧願います。漁業法の第170条を抜粋してございます。

まず、第1項で、第五種共同漁業の免許を受けた者は、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないことが規定されております。

また、第3項では、遊漁規則を変更しようとする時も同様に、都道府県知事の認可を受けなければならないことが規定されており、この認可の申請があったときは、次の第4項の規定により、都道府県知事は内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないことになっております。

今回の知事からの諮問は、この規定に基づくものでございます。

それでは、1ページを御覧願います。

令和8年1月6日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出された諮問書の写しでございます。標題は、「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について（諮問）」。本文では、先ほど御説明いたしました漁業法の規定により遊漁規則の変更認可申請があったので、委員会の意見を求めることが記載されており、その下に「記」として、申請者、漁業権番号と河川名、それから変更の概要として遊漁料の額を内容とする変更であることが記載されております。

変更認可申請の内容等につきましては、2ページ以降に資料を添付しておりますので、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

水産振興課の野澤と申します。よろしくお申し上げます。

それでは、「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について」、御説明させていただきます。大変恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。失礼いたします。

始めに、1ページを御覧ください。1ページでございます。先ほど事務局から説明がございましたが、今回、諮問させていただきます内容につきましては、こちら中ほどの表で整理しておりますとおり、田老町河川漁業協同組合と盛川漁業協同組合の2つの漁業協同組合からの遊漁規則変更認可申請に基づくものでございまして、何れの組合も、遊漁料を増額する変更内容となっております。

次に、20ページをお開きいただきたいと思っております。こちら、先ほど事務局からの説明をいただきましたが、少し、補足させていただきます。今回のように、漁協から変更申請のありました遊漁規則について、県が認可する際の判断基準といたしましては、漁業法第170条第1項に基づきまして、「第五種共同漁業権遊漁規則認可基準」というものを定めてございます。この認可基準は、資料の中ほどに記載されている同法第170条第5項におきまして、「知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可しなければならない」ことが規定されてございまして、今般の2件の申請に係る変更内容の審査に当たりましては、同項第2号の「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」の確認が必要となります。

今回、両漁協から提出された変更認可申請書の写しがございまして、2ページから17ページにかけて添付してございます。遊漁規則を変更する理由が、田老町河川漁協におきましては3ページ、盛川漁協におきましては11ページに記載されてございますが、いずれも遊漁料を値上げするとして、背景といたしまして、物価や人件費の高騰等、こういった情勢も背景にしております。また、放流種苗の購入費が増大しているといったところから遊漁料を値上げし、漁場管理に係る収支の適正化を図るためであることが記載されてございます。

次に、21ページをご覧ください。こちらは、令和5年度の漁業権の一斉切替えに併せまして、水産庁から技術的助言として通知のあった「遊漁規則の作成及び認可について」、関連する部分を抜粋したものが記載されてございます。

次の22ページをお開きください。中ほどにあります(2)には、先ほど説明いたしました同法第170条第5項第2号の「遊漁料の額が妥当かどうか」の判断、留意点等が示されてございまして、①では、遊漁料の額の妥当性の基準となります「水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用」には、卵、種苗又は親魚購入費、放流事業費、漁場保護費等、組合等が増殖及び漁場管理に直接必要とする費用はもとより、これらの増殖、漁場管理事業に要する人件費、事務費等の間接費及び遊漁承認証の発行等の費用など遊漁者の便宜のために直接必要とする経費も含む、とございます。

また、②では、遊漁料の額の妥当性については、①により、「増殖及び漁場管理に要する費用の算定が妥当に行われているか、漁場を利用する組合員の負担額と遊漁料との間における当該費用の配分が実質的に公平であるか等によって判断するものであること。」、また、「組合員の負担額と遊漁料との間の公平性については、それぞれの漁場の利用度、すなわち、人数の比率、採捕日数の比率、漁獲量の比率等を勘案して判断する。」とされてございます。

次に、24ページを御覧いただきたいと思ひます。24ページでございます。先ほどの漁業法の規定や水産庁からの技術的助言を踏まえて、県では、こちらにお示ししましたとおり、「第五種共同漁業権 遊漁規則認可基準」を定めてございますが、この基準の第6の2で「遊漁料の算定については、別に定める」としてございます。

その算定方法等につきましては、次の26ページになりますが、「遊漁料の算定について」として整理しております。26ページの中段には、増殖・管理費の経費負担の考え方について、模式図で示してございます。

支出を行う部分については、種苗放流や産卵場造成等の直接的な「増殖費」のほか、事務経費や漁場管理費等の「管理費」、それから「遊漁関係の印刷・宣伝費等の経費」を含めた「増殖と管理経費」となります。

また、これらを負担する経費として、「補助金や協力金等」で補填が見込まれる額を除いた経費につきましては、「組合」側は、「賦課金や行使料等」といった形で組合員が負担する分と、「遊漁者」側は「単協」又は「共通」遊漁券を購入する形で支出を双方でカバーする構図となっております。

この「組合」と「遊漁者」の負担割合につきましては、国の技術的助言に基づきまして、「漁場の利用度」を勘案して判断することとしておりまして、本県では、次の27ページの2の遊漁料の算定にあります(1)の④に記載してございますが、過去3か年の漁場利用実績を基本として、「組合員と遊漁者との釣りの利用人数を求めその割合」で判断するとしております。県では、この考え方、方法に基づき、今般申請のあった2件につきまして、単協遊漁料の基準額を算出し、申請のあった変更額の妥当性について審査をいたしました。

資料、お戻りいただきまして、18ページを御覧ください。18ページでございます。こちらには、第五種共同漁業権を取得し、遊漁規則を制定している全ての漁業協同組合の単協遊漁料等を表に整理したものでございます。参考として、表の左の方に「増」と記載している箇所がございますが、この「増」の表記がある漁協は、令和5年度の漁業権切替え時に、従前の遊漁料から増額して遊漁規則を定めた漁協でございまして、全体の約4割の漁協が漁業権の切替えに併せまして、遊漁料を見直してございますが、今回申請のありました2つの漁協は、漁業権の切替えの当時、遊漁料は見直しをしてございませんでした。

しかし、近年の物価高騰等により、放流用種苗購入費等の経費が増えており、漁場管理に係る収支バランスを改善する必要がでてきてまして、田老町河川漁協につきましては、漁業権番号、内共第6号及び第7号になりますが、雑魚の日券遊漁料を四百円から八百円に、年券遊漁料を千円から二千円に、アユの日券遊漁料を五百円から千円に、年券遊漁料を三千円から四千円に増額する申請でございまして、漁業権番号、内共第14号の盛川漁協につきましては、全魚種の日券を千円から千五百円に、年券を七千円から八千円に増額する申請となっております。

表右側には、前段で御説明した方法に基づいて算出した「基準額」を示してございますが、いずれも基準額を下回っており、遊漁者に過大な負担を求めるものではない、ということから、県といたしましては、両漁協から申請のあった遊漁料の値上げ額については、妥当な範囲にあるものと判断いたしました。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

佐藤会長

ただ今、第1号議案について、事務局および県の方から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願ひをいたします。

松林委員

御説明ありがとうございます。質問なんですが、算定された基準額と変更申請額を拝見すると、いずれも基準額の方が高く、遊漁者にとってはありがたい話だと思うのですが、特に全魚種の盛川の年券などの値段を拝見すると、大分お安めの遊漁料なんだということが分かったのですけれども、この、ある意味足りない分というのは、誰が負担すると考えればよろしいでしょうか。

野澤漁業調整課長

ありがとうございます。まず、値上げにあたってはですね、いきなり、大幅に値段を上げてしまうと、逆に遊漁者離れになるという部分がある、と伺っております。今般の値上げ増は、遊漁者の納得感、料金の値ごろ感にも配慮した漁協の判断と思っております。一方、漁協さんからは今回の増加の足りない部分につきましては、組合員の行使料の値上げ等による収入とか、産卵場の造成、漁場管理に係る人件費の管理・節減などで、経営の維持をなんとかやろうということで、経営努力をされていると伺っています。

松林委員

ありがとうございます。あと、資料の前の方を拝見させていただくと、中学生の遊漁券が半額になる、というようなルールもあるということなのですが、値段を上げるのとはちょっと関係ないのかもしれないのですが、もし半額になる方だけが遊漁者で来るようになると、値上げしても全く効果がないんじゃないかな、と想像してしまいました。でもそのあたりの判断も、みんな漁業協同組合の方がやってらっしゃる、それで経営努力でカバーされているという理解でよろしいですか。

野澤漁業調整課長

はい。まず遊漁料の値上げについては理事会等において、組合の皆さんの意向を聴きながら組織決定をされるということになっております。今回の額を改訂する値段につきましても、各漁協でしっかり話し合っていることだと思います。それぞれの河川のお子さんの料金の部分とか、いろいろな状況はそれぞれ違うと思いますけれども、それぞれの漁協さんのほうで、意見を出された結果が今回の申請になったと解釈しております。

松林委員

わかりました。

佐藤会長

よろしいですか。その他はございませんか。

御意見等がないようでございますので、第1号議案についてお諮りします。

第1号議案の「共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について」、知事からの諮問に対し、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

（全委員挙手）

ありがとうございます。

全員賛成でございますので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

第1号議案 終了

佐藤会長

次に、第2号議案、「コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための取扱いに係る委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

渡邊主任

事務局の渡邊でございます。それでは、第2号議案について御説明いたしますので、黄色い表紙の資料を御準備願います。大変恐縮ですが、以後着座にて御説明いたします。

第2号議案、「コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための取扱いに係る委員会指示について」、要旨、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、こいの放流制限、こいの遺棄の禁止及び知事が別に定める水域からのこいの持出し禁止に関する委員会指示を発動しようとするものでございます。

当委員会は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、平成16年から、こいの放流制限、遺棄の禁止、知事が別に定める水域からの持出しの禁止を内容とする委員会指示を毎年発動していましたが、平成30年からは指示期間を2年間とし、継続して発動しております。

まず、関係法令について御説明しますので、資料の4ページをお開き願います。最初の第120条第1項には、「海区漁業調整委員会は、水産動植物の保護を図るために、必要があると認める時は、関係者に対して必要な指示をすることができる。」とあります。この規定は、同じページの後半にあります、内水面漁場管理委員会の役割を規定した第171条第4項で、「海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。」とされておりまして、本日の議案2及び議案3においてご審議いただく「委員会指示」とは、この漁業法の規定に基づく、「関係者に対して必要な指示をする」ものであります。

3ページを御覧願います。全国のコイヘルペスウイルス病まん延防止にかかる委員会指示の発動状況です。全国的にコイヘルペスウイルス病の発生件数は減少傾向にあるものの、コイヘルペスウイルス病が発生した水域のコイは、長期間コイヘルペスウイルスを保有している可能性があり、多くの都道府県で委員会指示を継続して発動しておりますことから、本県においても、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するためには委員会指示を継続して発動することが必要と考えております。

2ページを御覧願います。この2ページにお示ししておりますのは、委員会指示の新旧対照表でございます。左側に「旧」として令和5年度の委員会指示、右側に「新」として今回の委員会指示案を記載しております。変更箇所をゴシックで表記し、その下に線を引いております。御覧のとおり、令和5年度の委員会指示と今回の委員会指示案で変更となる箇所は、「委員会指示番号」と、「指示発動」の年月日、それから2の「指示期間」の年次で、1の「指示内容」については、変更はございません。

それでは、委員会指示の案について、御説明いたします。1ページを御覧願います。委員会指示案でございます。読み上げます。

岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、こい（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

日付につきましては、本日、御承認いただければ、2月17日を予定しております。会長名でお出しします。

1の「指示内容」につきましては、「コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、公共水面及びこれと接続して一体を成す水面において、次に掲げる行為をしてはならない。」として、(1)に「放流」、(2)に「遺棄」、(3)に「知事が別に定める水域からの持出し」の事項を規定としております。

また、それぞれの具体的な内容につきましては、(1)の「放流」につきましては、「こいを放流すること。ただし、採捕したこいを同じ水域に放流する場合及びコイヘルペス

ウイルス病が確認されていない水域において、次に掲げる要件のいずれにも該当するこいを放流する場合を除く。」とし、その要件として、「放流しようとする水域で自家生産されていること。」と、「PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査）により陰性が確認されていること。」を規定しております。

次に、(2)の「遺棄」につきましては、「生死を問わず、こいを遺棄すること。」としております。

続いて、(3)の「知事が別に定める水域からの持出し」につきましては、「コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると知事が認めた場合において、知事が別に定める水域から持ち出すこと。ただし、次に該当する場合を除く。」とし、例外的に持出しを認める要件として、「コイヘルペスウイルス病のまん延防止のために疾病検査を実施する場合」と、「その他コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための対策を実施する場合」を規定しております。

2の「指示期間」につきましては、「令和8年4月1日から令和10年3月31日まで」の2年間としております。

以上が委員会指示案でございます。

なお、この委員会指示は、県報掲載にあたりまして、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。

また、参考資料といたしまして、5、6ページに農林水産省のHPに掲載されておりますリーフレットを添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございますが、7ページ以降に、農林水産部水産振興課から提出されました「コイヘルペスウイルス病の発生状況とまん延防止対策について」の資料を添付しております。

引続き、水産振興課から当該資料を説明の後、委員会指示案について御審議いただきますようお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

藤原振興担当課長

県水産振興課の藤原と申します。よろしくお願いたします。

それでは、「コイヘルペスウイルス病の発生状況とまん延防止対策について」説明いたしますので、お手元の資料の7ページを御覧ください。大変恐れ入りますが、以後、着座にて御説明いたします。

初めに、本資料の要旨について、囲みの中を御覧ください。本県におけるコイヘルペス病、以下、KHV病と呼びますが、その発生状況は、平成16年度に初めて、発生が確認されて以来、20件の発生が確認されています。

本県における、KHV病まん延防止対策については、先ほど事務局から説明があったとおり、平成16年度以降、継続して、委員会指示に基づくコイの持出禁止等の措置を行うとともに、県民の方々に対して、ホームページ等で注意喚起を行っております。

以下、要旨の下の本文について、御説明させていただきます。

まず、県内のKHV病の発生状況について御説明しますので、8ページをお開きください。「1 県内におけるKHV病の発生状況」ですが、先ほど申し上げたとおり、平成16年度以降、これまで20件の発生が確認されております。直近では、令和元年度に2件の発生が確認されましたが、令和2年度以降は発生が確認されておられません。

また、下の「2 全国のKHV病の発生状況」につきましては、平成15年に国内で初めてKHV病の発生が確認され、平成17年10月には、全都道府県で確認されているものの、下の表のとおり、近年の発生状況は減少傾向でございます。

7ページにお戻りください。次に、「2 これまでの県のまん延防止対策」について御説

明します。「(1) 公共用水面における KHV 病の取扱い」についてですが、県では、委員会指示に基づきまして、公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面において、コイの放流及び遺棄を禁止しています。

また、9 ページをお開きください。この委員会指示に基づきまして、こちらの図の青枠で示した、3 つの水域からコイの持出を禁止してございます。

7 ページへお戻りください。次に、「(2) KHV 病に関する注意喚起及び監視体制」につきましては、KHV 病の発生が確認されていない河川等へのまん延防止のため、市町村と連携し、県民の皆さんに注意喚起を行うとともに、監視体制を継続してございます。

最後に、KHV 病まん延防止における「3 課題」につきましては、一度、KHV 病が発生した公共用水面では、再度発生する可能性が高いことから、コイの持出禁止や注意喚起等の取組を、継続して行っていく必要があります、引き続き、このようなまん延防止対策を進めてまいります。

説明は以上になります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第 2 号議案について、事務局および県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

松林委員

説明ありがとうございます。質問なんですけれども、北上川水系で言えば、河川がつながっていると思うのですが、それでも上流の方だけ、高松の池だけが持出し禁止の水域になっていて、水を介しての感染とか、下流までコイが移動するという事は考えなくても良いのでしょうか。

あともう一つ、発病が確認された水域なのか、感染が確認された水域なのかちょっと分かっていないのですけれども、今、コイ持出し禁止水域になっていない河川というのは、ここでも、例えばコイを捕まえて定期的に検査をすとか、コイヘルペスが感染していないことを確認する作業というか、調査というのは行われているのでしょうか。教えてください。

藤原振興担当課長

御質問ありがとうございます。一つ目の御質問、この 9 ページの青囲み以外の部分ということですが、基本的には水を介しての感染というのは想定しておりません。コイが行ったり来たりすることによる、コイを介しての感染を想定してございます。

もう一点が、発生しない水域での検査でございますが、現状では行っておりません。コイが死んで、KHV 病が疑われるというような状況での採捕、検査を実施してございます。

松林委員

そうすると、可能性としては、発病していないけれども、感染している水域があるかもしれない、ということでしょうか。

野澤漁業調整課長

基本的に、KHV 病になるとほぼ全部が死んでしまうので、そういったところの状況を踏まえると、まず、コイが死んだら市町村に連絡するというような周知は既に行っておりますので、聞いてない、知らないということにはなりませんので、そこは問題ないかと思えます。

松林委員

ありがとうございます。

佐藤会長

他に御意見、御質問等がないようなので、第2号議案についてお諮りします。

第2号議案、「コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための取扱いに係る委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり指示することと決定をいたします。

第2号議案 終了

佐藤会長

次に、第3号議案、「令和8年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

渡邊主任

それでは、第3号議案について御説明しますので、青色の表紙の資料を御準備願います。大変恐縮ではございますが、以後、着座にての説明とさせていただきます。

第3号議案、「令和8年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」。資料の表紙の要旨でございますが、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和8年度第五種共同漁業権に係る増殖目標に関する委員会指示を発動しようとするものでございます。

初めに関係法令等について御説明しますので、資料の4ページ、5ページをお開き願います。漁業法の抜粋でございますが、4ページにあります委員会指示の根拠につきましては、先ほどの第2号議案で御説明いたしましたので、内容重複のため、割愛とさせていただきます。

次に5ページの中ほど、第168条に、「内水面における第五種共同漁業は、免許を受けた者が水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない」と規定されております。すなわち、第五種共同漁業の免許を受けている内水面漁協は、この規定によって、増殖が義務付けられている、ということになります。

この「増殖」の定義でございますが、次の6ページをお開き願います。令和4年4月14日付けの「海区漁場計画の作成等について」という水産庁長官通知になりますが、中ほどの「(7) 第五種共同漁業について」の②に「増殖とは人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により、水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為」等とあります。

続いて、次の7ページの⑤のイには、「委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネットなど適切な方法で一括公示する。」とされております。

以上が、毎年、増殖目標の委員会指示を発動している根拠となるものでございます。

次に、資料の最後の14ページを御覧願います。平成21年から令和7年まで17年間の増殖目標の委員会指示とその実績について、県内全漁業権河川の合計の推移を示しております。表の見方ですが、各年度、各魚種の欄で、上段に指示量、下段に実績を示しております。指示量に対する実績についてですが、東日本大震災や台風、豪雨被害等の度重なる自然災害に加え、組合員の減少や高齢化等、漁協経営においても大変な状況にあったと思われる中、概ね指示量の80%から90%以上、時には指示量を上回る増殖が行われております。

戻りまして、9ページをお開き願います。令和5年3月27日付けで県が施行しました「第五種共同漁業権に係る増殖基準」でございます。この基準は、令和4年3月22日に

開催されました第274回の内水面漁場管理委員会で、県から委員会への報告を経て施行されたものでございまして、免許の可否の基準となる増殖基準を定めたものでございます。

増殖目標の委員会指示をするにあたっては、令和6年度から県の増殖基準に基づいて、増殖目標を検討することといたしましたので、令和8年度の「増殖目標の委員会指示」についても同様に、この県の基準に基づいて指示量を検討することといたしました。

1の「趣旨」と、2の「増殖の方法」は、先ほどの根拠法令で説明したとおりの内容となっております。

3の「水産動物の種類別の増殖方法等」では、水産動物の種類別に増殖方法と留意事項が記載されていますが、「うなぎ」、「こい」、そして「ふな」の3種については、具体的な基準が示されておりません。

次のページ、10ページをお開き願います。中ほどより下に「(5) うなぎ」とあります。うなぎについては、アの「増殖方法」に示すとおり、種苗放流しかありませんが、イの「留意事項」に記載されているとおり、シラスウナギの不漁等により放流用種苗の購入が極めて困難な状況にあることから、漁業権切替えの際に漁協が県に提出した増殖計画で想定する増殖経費分で購入できる種苗数の放流で可としています。

次のページ、11ページを御覧願います。上から10行目の(7)に、「こい」がございまして。「こい」については、種苗放流が基本ですが、「種苗放流が困難な場合は、確実に産卵床造成を行うこと。」としております。委員会で指示しているKHV、コイヘルペスウイルス病まん延防止の観点からも、こいの種苗放流に際しては、種苗の安全性が確保されていることが前提であることから、安全性が担保された種苗を確保できない場合は、確実に産卵場造成を行うことが必要となります。

「こい」の次にあります「(8) ふな」については、種苗をこいと同一の水域で飼育することが多く、飼育水を介したコイヘルペスウイルス病の水平感染が懸念されることから、こいと同様の取扱いとなっております。

次のページ、12ページをお開き願います。下から7行目に、「4 増殖の規模」とあります。そのまま、読み上げますが、「漁業協同組合が、計画的に資源の拡大(安定)増殖を行うために実施すべき増殖規模は、河川環境や利用状況等の変化、天然資源の再生産状況、過去の増殖実績及び漁業協同組合の経済的負担能力等を勘案し、別表に定める規模以上とする。」とし、別表で増殖規模の最低限度を規定しています。

次のページ、13ページを御覧願います。これが別表となります。左側から順に、公示番号、河川名、種苗放流数、人工ふ化数、産卵場造成箇所数となっております。

これまで御説明しましたとおり、「うなぎ」、「こい」、「ふな」の3魚種は特段の事情がありますことから、この3魚種の種苗放流数の欄には、「―(よこぼう)」が引かれておりまして、表の一番下の注釈には、この「―(よこぼう)」は「増殖等の規模を定めないもの」とあります。

各河川の委員会指示量は、基本的にはこの表の増殖規模に基づいて検討することとなりますが、「こい」、「ふな」が漁業権魚種であって、かつ産卵場造成箇所数の欄が空欄になっているところについては、委員会指示の増殖目標の表には、最低限度の増殖規模として産卵場造成箇所数に1と記載し、注意書きとして確実に増殖を行う旨を記載することといたします。

それでは、令和8年度の委員会指示案について御説明しますので、資料の3ページに戻ってお開き願います。委員会指示の新旧対照表でございまして、左側が令和7年度の委員会指示、右側が令和8年度の指示案で、変更箇所を下線を引いております。変更箇所は、指示番号と年度、年月日の変更となります。

それでは、資料の最初、1ページに戻ってお開き願います。委員会指示案でございます。冒頭部分を読み上げます。

岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、令和8年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。日付についてですが、本日、御承認いただければ、2月17日火曜日発行の県報掲載を予定しております。会長名でお出しいたします。

その下の表ですが、これまで御説明したとおり、基本的には県の増殖基準に基づくこととしていますが、「こい」、「ふな」については、増殖基準の種苗放流数の欄が「-（よこぼう）」で、産卵場造成箇所数が空欄になっているところは、最低限度の造成箇所数として1を入れています。

次の2ページ目をお開き願います。表の最下段に「合計」とありますが、ここにある数字は、先ほど御説明した、県の増殖基準にあります「合計」と一致しない部分がございます。これは、種苗放流の代替手段としての産卵場造成箇所数による調整や、県の別表に入っている久慈川、吉浜川の漁業権がなくなった等、県の基準が施行された時点以降に変動があった部分によるものでございます。

この委員会指示が発動されました時には、全ての内水面漁協に対し、今後の運営見通しを十分に精査のうえ、増殖基準に定める増殖規模の変更を希望する場合は、県と協議するよう通知文書に付記することとします。

最後に、この委員会指示は、県報掲載にあたって、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に御一任くださるようお願いいたします。

説明は以上となります。よろしく御審議のほど、お願いをいたします。

佐藤会長

ただ今、第3号議案について、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

峰岸委員

ありがとうございます。御存知でしたら教えていただきたいのですが、増殖の目的が、水産動植物の数および重量を増加させる行為であるという前提のもとで、どのくらいそれが達成されているのかというのは、どの程度把握されていらっしゃるのでしょうか。

渡邊主任

ありがとうございます。14ページに記載させていただいておりますが、こちらは増殖の実績なんですけれども、例えば、経年的な変化としてアユがどれくらい増えたかとかですね、そういったところに関しては把握してございません。

峰岸委員

現場の方の負担があるのは承知の上で申し上げますと、本来の目標を達成するためであれば、本当は個体数が増えたとか重さが増えたとかかっていうのがデータとして必要で、それがないとですね、むしろ数を放流しなきゃいけないという組合の側のただの負担になる恐れがちょっと心配だったのでコメントとして申し上げたいと思います。以上です。

佐藤会長

その他に御意見等がないようでございますので、第3号議案についてお諮りします。

第3号議案、「令和8年度第五種共同漁業権に係る増殖目標の委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務

局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成でございますので、原案のとおり指示することに決定いたします。

第3号議案 終了

佐藤会長

続きまして、「報告事項」に移ります。

報告事項(1)「岩手県内水面漁業振興計画(第3期)最終案について」県の方から御説明をお願いいたします。

藤原振興担当課長

県水産振興課の藤原です。よろしくお願ひいたします。報告事項(1)岩手県内水面漁業振興計画第3期の最終案について、前回の当委員会での素案の御報告の後の状況について説明させていただきます。お手元の緑色の表紙の資料を御準備願ひます。

はじめに、お配りしている資料の構成ですが、1から13ページに、スライド形式の最終案の概要説明資料、14から24ページに、第3期計画の最終案の本文、25から29ページに、新旧対照表としてございます。本日は、1～から13ページの概要説明資料を中心に御説明させていただきます。大変恐縮ですが、以降は着座にて御説明させていただきます。

まず、資料の2ページをお開きください。今回の報告の「要旨」を御説明いたします。

本県では、内水面漁業の振興を図るため、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、「岩手県内水面漁業振興計画」を策定しており、今年度で、現行の第2期計画の終期を迎えることから、令和8年度以降の第3期計画を策定する予定です。

本委員会では、前回の委員会で御報告した素案について、このたび関係団体等からの意見聴取を経て、最終案を取りまとめましたので、その内容について御報告いたします。

最終案では、素案から変わらず、内水面漁協の経営改善や気候変動への対応などの課題に対し、内水面水産資源の維持増大、漁場管理体制の確保、観光業等との連携による地域振興、自然災害への対応促進など、関係者が連携して必要な施策を総合的に推進することとしています。

今後、本委員会や同じく2月に開催予定の水産審議会での最終案の報告を経て、令和8年3月の策定・公表を目指しております。次ページ以降、素案から変更のございません内容につきましては、説明を割愛いたします。

次に、6ページを御覧ください。「素案への意見聴取結果」を御説明します。前回、12月11日の委員会での御報告や、1月7日にかけて関係団体等への意見聴取を行った結果について、まとめています。中ほどの「最終案への反映状況」の項目に整理していますが、頂戴した18件の意見等について、最終案への反映を検討し、そのうち2件について、意見の内容の全部を反映し、素案を修正したものとして、区分の「A 全部反映」としております。

これらの意見を踏まえ、最終案で素案から修正した内容につきまして、その下、「最終案への反映内容」でまとめており、左側の計画の掲載位置に対応して、アユの種苗放流技術の開発に係る具体的な例示や、カワウ被害防止対策に係る連携主体として市町村の例示を、最終案に追加する修正を行いました。

具体的な修正内容を御説明しますので、続けて10ページを御覧ください。10ページでございます。計画本文の「主な変更箇所」のうち、最終案での修正箇所について御説明

いたします。現計画と比較した変更箇所を朱書きとしまして、素案から最終案で修正した箇所を黄色表示としていますが、「第4 内水面水産資源の回復に関する取組」の「1 内水面水産資源の持続的な活用に向けた取組」の(2)において、アユの種苗放流技術の開発に係る記述に対し、技術開発が目指す遊漁者ニーズへの対応の具体例を記載すべきとの意見を頂戴しましたので、「縄張りを形成して良く釣れるなどの」との遊漁者ニーズに対応した、ということでこの例示を追加し、計画中の記述を修正しております。

続けて、次のページ、11ページを御覧ください。11ページでございます。同じく第4の「2 カワウ及び特定外来生物等による被害の防止対策の推進」では、国の基本方針の変更を踏まえ、カワウ被害防止対策に係る連携主体として重要な市町村についても記載すべきとの意見を、関係する市町村から頂戴しましたので、内水面漁業者、遊漁団体、猟友会に続く例示として、「市町村」を追加し、計画の記述を修正いたしました。

また、併せて、見出しでのカワウと特定外来生物等の記載順と、(1)、(2)の内容の掲載順が異なりますので、読みやすいよう統一すべきとの意見も頂きましたので、素案から並べ替えの修正も行ったものとなっております。

最終案での主な修正箇所の説明は以上ですが、その他の軽微な字句等の修正につきましては、14ページ以降で、溶け込み版、新旧対照表を示していますので、後程、御覧願います。

最後に13ページを御開き願います。13ページです。「今後のスケジュール」を示しております。冒頭に述べましたとおり、今後は、本日の委員の皆様からの御意見や、水産審議会で報告した際の御意見を参考に、第3期計画の成案を取りまとめ、令和8年3月の策定・公表を目指してございます。

以上、岩手県内水面漁業振興計画(第3期)最終案に係る報告を終わります。

佐藤会長

はい、ありがとうございます。ただ今、報告事項の説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

松林委員

御説明ありがとうございます。先ほどの峰岸委員のコメントを伺って、私も何となく気になったところがありまして、10ページの「主な変更箇所」の「次期計画(最終案)」に、「内水面水産資源の回復に関する取組」っていうのがありまして、特に魚種も指定して資源回復というのを挙げてらっしゃるんですが、資源回復の前に資源量の把握というのが必ずあるかな、と思っております、そのあたりはいかがでしょう、というのを教えてください。

藤原振興担当課長

御質問ありがとうございます。

御指摘のとおり、資源量を整理していく中では、資源量の把握がまず第一になると思うのですが、実態として、内水面の場合は出来るものと出来ないものがございます、まずは出来るものとして、例えばアユの遡上量があります。一方で、遊漁のデータとかなかなか把握が難しいものもありますけれども、出来るものは取り組んでいきながら、あとは資源造成に係るものとして、例えば野性味のある種苗ということで、ヤマメイワナの野生魚を放流するとか、そういったいろいろな取組も行って資源の造成に努めて参りたいと考えてございます。

松林委員

ありがとうございます。内水面漁業の取組というのは県ごとの取組が多いのかなと思うのですが、岩手県以外にも、内水面漁業をかなり重視している県はもちろんたくさんあると思うんですけど、例えば長野県とか北海道とか資源として使われているところで、

また、ブラウントラウトなど、外来魚の対策も取組方が違うところがあると思うのですが、そのようなものを参考にされる予定などはございますでしょうか。

藤原振興担当課長

御質問ありがとうございます。他県の状況も、もちろん参考にさせていただきながら、できるものを取り組んでいきたいと思っておりますし、例示いただきましたブラウントラウトにつきましては、委員会指示の方でも、他県にならって規制も取り組ませていただいております。いろんな先進事例も参考にさせていただきながら、本県の内水面漁業の振興に役立てていきたいと考えております。

松林委員

ありがとうございます。

報告事項（1） 終了

佐藤会長

次に、「報告事項（2）、「漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告について」、県の方から説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

水産振興課の野澤でございます。それでは、「漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告」につきまして、御説明させていただきます。資料はピンク色の紙の報告事項（2）になります。恐れ入りますが、これ以降、着座にて説明させていただきます。失礼します。

はじめに、5ページを御覧いただきたいと思っております。5ページでございます。今般の報告に際しまして、関連する法令を記載してございます。上段に示しました漁業法の第74条におきまして、漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用するよう努めること。また、同法第90条第1項では、漁業権者は、漁業権漁業における資源管理の状況や、漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないこと。さらに、同条第2項では、漁業権者から報告を受けた事項につきまして、知事は海区漁業調整委員会に対しまして、必要な報告をすることが規定されております。これは内水面漁場管理委員会もその通りでございます。

また、下段に示しました漁業法施行規則第28条におきまして、漁業権者から知事への報告及び知事から海区漁業調整委員会への報告は、1年に1回以上行くとされております。先ほどちらっと申しましたけれども、海区漁業調整委員会への報告と記載されておりますが、中ほどに示しました漁業法の第171条第4項におきまして、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行うとされていることから、今般、第五種共同漁業の漁業権者である各漁業協同組合から報告があった、令和6年度の資源管理状況及び漁場活用状況等につきまして、本委員会へ御報告させていただくものであります。

それでは、資料1ページをお開き願います。表の見方についてご説明させていただきます。表の右上には、報告対象期間を記載しておりまして、今回の対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となっております。

その下の表について、左側から順に御説明いたします。「免許番号等」には、免許番号、河川名、漁業権者名を記載してございます。次の「組合員行使権」には、免許番号にある漁業権を行使することができる人数と、実際に行使した者の延べ人数を記載してございます。次の「組合員の漁場活用状況」には、1人当りの年間操業日数と、各漁協における推定値になりますが、全魚種合計の年間漁獲量を記載してございます。次の「遊漁者の年間釣獲量」には、こちらも各漁協における推定値になりますが、全魚種合

計の年間釣獲量を記載してございます。次の「監視員活動日数」には、1年間の延べ日数を記載してございます。次の「資源管理に関する取組の実施状況」には、各漁協が取り組んでいる、資源管理及び漁場環境保全に関する取組の実施状況を記載しております。

それでは、漁場活用状況等につきまして御報告させていただきます。令和7年3月末で解散した久慈川漁業協同組合を除きました、県内31の漁業協同組合からの報告内容について、1ページから4ページに取りまとめてございます。

「点検結果」については、表の右上に記載してありますとおり、凡例といたしまして「漁場が適切かつ有効に活用されていれば○」、「改善努力が必要というものは▲（黒三角）」、「報告がなかった漁場は×」の区分を設けてございます。

昨年の令和6年度で御報告いたしました令和5年度の点検結果におきまして、当時、漁場の活用状況が不明として、改善努力が必要だとされたところが4漁場ございました。報告がなかったところが1漁場ございましたが、今回は全ての漁場について報告があり、その内容を鑑み、何れも「○」で、全てが適切かつ有効に活用されていると判断しております。

なお、表の一番右側の備考欄に、遊漁実態が推定できないとして報告のあった漁業協同組合につきましては、遊漁券の販売実績を付記しているほか、3ページの稗貫川については、水質への影響を懸念する報告がございましたので、その内容を参考として付記してございます。

説明については、以上でございます。

佐藤会長

はい、ありがとうございます。ただ今、県の方から報告がございました。これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(発言なし)

報告事項(2) 終了

佐藤会長

続いて、「報告事項(3)」に移ります。それでは、事務局から、「外来魚の生息状況等について」、説明をお願いいたします。

渡邊主任

それでは、報告事項の「外来魚生息状況等について」、薄い青色の表紙の資料により、御説明いたします。

本県では、平成2年に初めてオオクチバスの生息が確認されています。当委員会では、外来魚の生息区域が拡大したことを受けて、その生息数の減少と繁殖の抑制を図るため、現在、オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルについて、公共水面及びこれと接続して一体を成す水面において採捕した者が、これらをその区域に放すことについて、禁止する委員会指示を、発動しています。

また、令和6年からは、産業管理外来種であるブラウントラウトについても、持ち出し、放流を禁止する委員会指示を発動しています。

このほかに、当事務局では、毎年、内水面漁業協同組合及び県内の各市町村を対象に外来魚生息状況調査を行っており、今般、その結果を御報告するものでございます。

1ページを御覧願います。まず、令和7年の調査結果表から、産業管理外来種のブラウントラウトを調査種として追加しました。調査の結果としては、オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギル、今回から追加したブラウントラ

ウトの生息が確認されている市町村の数は合わせて18でした。前年は17でしたが、ここに、ブラウントラウトが確認された市町村が1追加され、18となりました。

生息箇所数は152箇所、前年の151箇所から1箇所増加しました。内訳としては、3か所で新たに生息が確認されました。今までオオクチバスの生息が確認されていた2か所において、生息の確認情報が無くなりました。

新たに生息が確認された箇所の具体については、2ページを御覧願います。こちらは市町村毎の生息箇所を取りまとめたものでございます。太字でアンダーラインを引いた箇所が、新たに報告があった箇所です。具体的には、No. 13の雪谷川、こちらはオオクチバスが新たに確認されております。No25豊沢川については、オオクチバス、ブラウントラウトが確認されており、No29和賀川の上流部についてはブラウントラウトのみが確認されました。また、横線が引いてある箇所は、今回の調査で生息の確認情報が無くなった箇所です。

次の3ページには、調査を開始した平成12年からのオオクチバス、コクチバス、ブルーギルの生息箇所数の推移を整理しております。令和7年度のブラックバス、ブルーギルの生息カ所数は令和6年と同数となっております。

4ページには生息状況図を市町村毎に示し、生息報告のあった数で塗り分けて示してございます。令和7年から追加された西和賀町については、ブラウントラウトのみが確認されております。

生息箇所の拡散には今後とも注意が必要ですので、引き続き調査を継続し、動向の把握に努めます。

簡単ではございますが、以上でございます。

佐藤会長

ただ今、県から報告がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

松林委員

説明ありがとうございます。生息が確認されたというのは、繁殖が確認されたとイコールなのでしょうか、ということと、今回生息が確認されなくなった場所は、何か対策をされてこのような結果になったのかを教えてください。

渡邊主任

はい、御質問ありがとうございます。まず一つ目の繁殖が確認されているのか、というところなんですけれども、必ずしもそうではないと報告を受けております。例えば軽米町の雪谷川ではオオクチバスが確認されたそうですけれども、報告をいただいた漁協さんからお話を伺ったところ、ダムの方から流れてきたのではないかと、ということでした。また、この雪谷川に関しては、越冬ができないのではないかと漁協さんがおっしゃっておりまして、今後も注意して監視をしていくということでございます。

もう一つなんですけれども、確認されなくなったところで何か行ったのか、ということでしたが、24番目の紫波町の一町歩堤というところなんです、こちらでは堤の水を抜いて駆除をした、ということでお話しております。もう一つの大正橋公園内の沼ですが、こちらの方では、遊漁者の方からの聴き取りを、漁協さんの方でやられておりまして、そこでブラックバスが見られなくなった、ということでお話を伺いました。こちらでは何かしら駆除をしたということではない、ということでございます。

横沢事務局長

ちょっと補足します。先ほどの雪谷川のことでございますが、雪谷川ダムというのが続いておりまして、そこでは、ダムの深い方ですね、越冬をしているらしいのですけれども、川に降りてきた個体というのは、川の水が冷たいので越冬は出来ないのではないかと、というお話を伺っております。ダムの方には越冬した個体がまだいる、というふうなお話でございます。

松林委員

オオクチバスは寒い所が苦手、ということでしょうか。

横沢事務局長

はい、基本的には水温の低い所では生息できないということでございます。

松林委員

ありがとうございます。

報告事項(3) 終了

佐藤会長

御質問が無ければ、次の「その他」に移ります。委員の皆様方から、共有したい情報等、その他何かございませんか。

高橋委員

ちょっとよろしいでしょうか。

うちの河川は、胆江河川という河川なんですけれども、県南地区の河川です。岩手県内で、うちの河川の河川敷がとんでもないことになっているんですよ。もうジャングル化して、車も入れない状態で。一番危惧しているのは、野生動物。この間、河川敷で草刈りをしていたら、イノシシが三頭ぐらい出て、川を渡っていったりと。

うちの方は胆沢ダムがあるので、管理が行き届いているんです。前の石淵ダムのころはね、水の量が少なかったものですが、今回は発電量が多いということで、水の量が倍くらいになっているんです。それで、ヨシやアシの境まで水が来ているんです。前はヨシ、アシのところから、河川敷があって川があったんですけれどもね。釣り人もヨシ、アシの所に入り込んで釣りをしていたんですけれども、今は入るところが一か所しか無いんですよ。

去年、土木事務所、国土交通省、金ヶ崎町、奥州市、それとうちの組合で五者会談をして、河川敷に道路を完備してもらいたい、と。道路を作れば車が通りますのでね、クマもなかなか降りて来ないということで。15年、20年前はクマも見られない状態だったんですが、今は密林化している状態ですから。

あと、放流事業も、内側の土手から外堤防までの距離が40mから50mありますので、草刈りをしないと話にならないんですよ。ですからうちの方では橋の上からしか放流できない状態なんですよ。ただ、国土交通省の管理は鉄道から北上川のところまでなんですけれども、うちの組合の方で300mくらい草刈りをして、最後の1/3くらいは竹藪なも

んで、国土交通省に草刈りについて相談した結果、1か月後くらいに早速動いてもらえました。両護岸のところの草刈りをやってもらって、放流事業、あとは釣り人も川に入れる状態になったんですけれども、橋から上の方は県の土木事務所の管理なんですけれどもね、土木事務所は去年の予算はとっていないということだったので、もし出来れば、土木事務所と農振水産部と一緒に道路の設置ということで、完備を御願いたいなあ、と思っていました。

野生動物が脅威なんです。後ろから気配を感じてね、皆さん釣りをするときは爆竹持って、1時間ごとに爆竹鳴らしてやっていますからね。なかなか釣り人も入ってこない、そういうことでありますので、土木事務所と農林水産部一体で、やっていただきたいなあと思っています。

横沢事務局長

道路の関係で言いますと、土木事務所ということにはなりますけれども、協力できる部分というのは、水産振興課さんでも何か情報等あれば土木事務所さんと色々共有してですね、やっていくことと思いますので。今はとにかくクマ騒動というのもあって、河川敷の草がかなり生えていて、藪みたいになっているところは非常に気を付けなければならぬし、こまめに刈っていかないと、遊漁されている方も危険な目にあう可能性も出てきますので、我々も十分注視しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

佐藤会長

今、高橋委員さんから話されたことは、一単協さんの課題、ということだったのだろうと思うけれども、話を聞いておって、最後にクマ、シカ、いわゆる農林部の方に関わる話もされたから、農林部といえば当然水産部も入ってくるのかなとも思うが、農林部の方で土木部と協力しながら、という強い希望を持っているようだから、もし農林部の方へ言う機会があれば、技監の方から一言言ってもらえれば。

森山水産担当技監

道路の整備とか自然環境の整備、それについてはそれぞれ担当の部署が県の中にはあるわけですが、農林水産部としては、クマの被害ということでですね、危機感を持ってございますので、機会をとらえてそういった情報については共有したいと思っておりますし、もし、具体的なお話があればですね、伺いながら、水産サイドとしてお手伝いが出来そうなことがあればですね、検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

高橋委員

お願いたします。

佐藤会長

その他なければ、県の方からの情報提供はございませんか。

野澤漁業調整課長

ございません。

佐藤会長

事務局から何かあればお願いします。

横沢事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。

次回の委員会につきましては、緊急の案件がない限り、5月の開催を予定しております。時期が参りましたら、文書で御案内させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

佐藤会長

それでは、これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。

皆様、大変御苦労様でございました。

終了（午後2時53分）
